

## 日本企業経営学会授賞規程

(総 則)

第 1 条 本学会は、賞の授与に関して本規程を設ける。

(目 的)

第 2 条 本学会は、経営関連学（経営学、商学、会計学など）分野の研究・教育に顕著な功績があると認められる学会員に対して、賞を授与する。

(賞の種類)

第 3 条 本学会の賞は、「学会賞」と「研究奨励賞」及び「功労賞」の 3 種とする。

- (1) 学会賞は、経営関連学（経営学、商学、会計学など）に関する研究分野において顕著な学問的業績をあげた者
- (2) 研究奨励賞は、経営関連学（経営学、商学、会計学など）に関するすぐれた研究を行い、将来の発展を期待しうる者
- (3) 功労賞は、経営関連学（経営学、商学、会計学など）の発展に顕著な功労があった者

(賞の内容)

第 4 条 本学会は授賞者に対して、賞状と副賞を贈る。これに要する費用は、本学会の経費をもって充てる。

(授賞候補者の推薦)

第 5 条 授賞候補者の推薦は次の手続きによる。

- (1) 「学会賞」及び「研究奨励賞」授賞候補者については、会長が常任理事に対して候補者の推薦を依頼する。
- (2) 「功労賞」授賞候補者については別に定める基準によって、常任理事会が推薦する。

第 6 条 授賞候補者の選考は選考委員会において行なう。

- (1) 選考委員会の委員は、会長が常任理事会にはかり、最高顧問・顧問・常任理事の中から若干名を委嘱する。
- (2) 授賞候補者になった者は、選考委員になることができない。
- (3) 選考委員会は被推薦者の業績を審査し、授賞の価値があると認められた者について選考理由書を付して、会長に報告する。

(授賞者の決定)

第 7 条 会長は選考委員会の報告に基づき、常任理事会の議を経て授賞者を決定する。

(附 則)

本規定は 2018 年 8 月 22 日から施行する。